

## 第2次富永国賠 最高裁決定に対する会長声明

当会所属の富永洋一弁護士が、同弁護士が担当していた刑事事件につき、弁護人と被疑者との接見内容を検察官が取調べにおいて聴取し、供述調書化したうえ、公判において証拠として請求したことが弁護人の秘密交通権を侵害するとして国に180万円の支払を命じるよう訴えた事件につき、最高裁判所第一小法廷は本年12月19日付で富永弁護士側の上告を棄却するとともに、富永弁護士側、及び国側の上告受理申立についていずれも受理しないとの決定を下した。

これにより、国に対して金55万円の支払を命じた福岡高等裁判所平成23年7月1日判決（富永弁護士の一部勝訴）が確定したこととなる。

福岡高等裁判所判決は、捜査機関による弁護人と被疑者・被告人との間での接見内容の聴取について「被疑者と弁護人との間の情報交換の内容を尋ねるものであり（中略）被疑者と弁護人等との自由な意思疎通ないし情報伝達に萎縮的効果を及ぼすおそれがある」と判示し、捜査機関が被疑者と弁護人との接見内容を聴取することの違法性を明確にした。

また、同判決は聴取した接見内容を証拠請求した行為について、被疑者と弁護人等との信頼関係を破壊し、心理的な萎縮効果を発生させるおそれのある行為であるとして別個に違法性を認めており、捜査機関において弁護人と被告人の信頼関係を破壊する行為を行ってはならないとの義務を課したものである。

この判決が変更されず確定したことは、秘密交通権の保障において大きな一歩となった。

特に、同判決は単に被疑者と弁護人等との接見内容を聴取することを許さないのみならず、被疑者が自発的に接見内容を話した場合でも、捜査機関はそれを遮断する義務を負うことを認めた点は、秘密交通権の保障をさらに徹底するものであり、最高裁がこの点を事実上是認したことと合わせて高く評価するものである。

他方で、福岡高裁判決は相弁護士が被疑者の言い分を報道機関に公表した部分については「秘密性が消失した」との理由から捜査機関による聴取を認めており、秘密交通権の保障においてはなお不十分な点が残る。この点について最高裁が判断を避け、是正を行わなかったことについては今後の課題を残したものとする。

弁護人と被疑者・被告人との間での秘密交通権の保障は、充実した情報伝達を可能とすることで相互の信頼関係を形成するとともに、有効かつ適切な弁護活動を可能ならしめるための最も重要な基本的権利の一つである。

最高裁決定においてこの点が再度確認されたことを受けて、当会も秘密交通権に対するより一層の保障の実現のためにさらなる活動を行う所存である。

また、捜査機関にあつては最高裁決定、及び高裁判決を真摯に受け止め、被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権の侵害を繰り返さないよう強く求めるとともに、このような違法捜査や秘密交通権侵害を防止し、事後的な検証を可能ならしめるためにも、直ちにすべての事件において取り調べの全課程の可視化（録音・録画）を実現することを求めるものである。

2013年12月26日

佐賀県弁護士会 会長 桑原貴洋